

第1章

計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題となっています。

男女平等の社会の実現は、国際的課題として提起されているものであり、我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが着実に進められてきていますが、現状を見ると、男女の人権の尊重と男女平等に向けた取り組みになお一層の努力が必要とされています。

このような状況の中、1999（平成11）年6月に、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務が定められました。

飯山市においてはこれまで、女性行動計画「いいやま女性プラン21」（計画期間：平成12年～16年）、第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」（計画期間：平成17年～21年）を策定し女性の地位と福祉の向上をはじめ、あらゆる分野で、男女が共同でまちづくりをすすめる、男女共同参画社会の形成に取り組み、一定の成果をあげてきました。

先の見えにくい現代において、人々の意識も生き方も多様化しています。今後より一層、性別にとらわれず男女が互いに平等な立場で自立し協力しあい、共にいきいき暮らせる社会づくりが求められます。

第2次男女共同参画計画は、「飯山市男女共同参画社会づくり条例」及び国の「男女共同参画基本計画（第2次）」、長野県の「第2次男女共同参画計画」を受けて、本市のこれまでの取り組みの成果を踏まえ、その内容をさらに充実発展させ、飯山市として取り組むべき方針や施策を示すとともに、市民一人ひとりがどのように関わっていくかを明らかにしたものです。

計画の期間

2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5か年とします。

計画策定の背景

●世界では

国連は1975（昭和50）年を「国際婦人年」と提唱して世界女性会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。これに続く「国連婦人の10年」（1976年～1985年）を契機に女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が開始されました。

1979（昭和54）年には国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。この条約は性による差別の禁止と差別撤廃のための法整備をはじめ、慣習や慣行、個人の意識も改革することを求めています。

1985（昭和60）年に「国連婦人の10年」を締めくくる世界会議がナイロビで開かれ、各国が取り組むべき施策の指針となる「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

2000（平成12）年に国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、北京宣言及び行動綱領のさらなる実施に向けて各国が今後取るべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。

2005（平成17）年には、第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）が国連本部で開催され、「『北京宣言及び行動綱領』及び『女性2000年会議成果文書』を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言」が採択されました。

●日本では

1945（昭和20）年に女性の参政権が認められ、翌年公布された「日本国憲法」には、法の下での男女平等が明記されました。

女性の地位向上をめざす世界的な気運の高まりを背景に、1975（昭和50）年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、世界行動計画を受け1977（昭和52）年に「国内行動計画」を策定しました。また、女子に対する差別を撤廃し、男女平等を具体化するため、国連で採択された「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修等の法整備を進め、1985（昭和60）年に条約を批准しました。さらに1987（昭和62）年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

1994（平成6）年に、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」と、総理府に「男女共同参画室」を設置し推進体制を整備しました。1996（平成8）年には政府の国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」を策定し、施策の基本的な方法と具体的な施策の内容を示しました。

1999（平成11）年「男女共同参画社会基本法」を制定し、2000（平成12）年には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し基本的方向や具体的な施策の内容を明らかにしました。

2001（平成13）年には内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」が設置され推進体制が強化されました。

2005（平成17）年には、「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定しました。本計画には、特に重点的に取り組む事項として、2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野の取組を推進することや、女性の再チャレンジ支援策などが盛り込まれました。

●長野県では

1977（昭和52）年、社会部に女性行政の担当係を設置し、1984（昭和59）年には、拠点施設として岡谷市に全国で5番目となる「長野県婦人総合センター」を設置し、現在は「長野県男女共同参画センター（あいとぴあ）」と改称されています。

1980（昭和55）年には「長野県婦人行動計画（第1次）」を策定。以来、「新長野県婦人行動計画（第2次）」「さわやか信州女性プラン（第3次）」「信州女性プラン21（第4次）」、長野県男女共同参画計画「パートナーシップ21」を経て2007（平成19）年「第2次長野県男女共同参画計画」が策定されました。

1978（昭和53）年、婦人の地位と福祉の向上を目指した官民一体の推進団体として、36団体・機関からなる「長野県婦人問題県民会議」が発足し「男女共同参画フェスティバル」や地域集会を実施し、行政と一体となって地域における女性問題の解決の推進役として活動してきたほか、女性総合センターの設置や女性行動計画の策定にも関わってきました。2001（平成13）年には、名称を「長野県男女共同参画推進県民会議」に改め、男女共同参画社会の実現に向けた活動を行っています。

2002（平成14）年12月には「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、「第2次長野県男女共同参画計画」をもとに、「企画局人権・男女共同参画課」によって諸施策が推進されています。

●飯山市では

市制発足以前から女性の地位を高め意識の向上を目指して、さまざまな女性団体が連携し、自主的活動を行うことにより、女性が抱えている問題を総合的に解決するよう活動してきました。

そして、女性を中心とする多くの市民から、「女性行動計画」の策定を望む声が高まり、1997（平成9）年、「女性問題懇話会」が発足し、男女共同参画社会の形成のために「女性行動計画」の必要性が確認され、2000（平成12）年、第1次飯山市女性行動計画「いいやま女性プラン21」が策定され、2005（平成17）年第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」が策定されました。2001（平成13）年には市民有志の推進組織として、「いいやま男女共同参画市民会議」が発足し行政とともに推進を図ってきました。

女性行政を担当する市の組織として、1999（平成11）年、教育委員会生涯学習課に「女性係」を設置し、2001（平成13）年に、組織改正により総務部人権政策課男女共同参画係を設置しました。また同年、「飯山市男女共同参画推進委員会」を設置し、さらに2004（平成16）年に「飯山市男女共同参画コミュニケーター」を設置して、推進方法の検討や調査・研究・地域啓発に取り組んできました。

2008（平成20）年「飯山市男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

今回の計画策定にあたり、第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定から5年間での到達点やいまだ残る課題を明らかにするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い、前回との比較検討をする作業を行いました。その中で顕著な前進は見られないものの、若い世代を中心に意識の変化がみられました。そのような現状を踏まえて、また新たな課題として、地域組織・行政機関等における女性の参画促進、農林業・商工業等の自営業における環境の整備などを加え計画を策定しました。

第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」の計画期間が終了するにあたって、条例に基づき地域の実情にあった新たな「第2次飯山市男女共同参画計画」をここに策定し、真の男女共同参画社会づくりに向けて取り組みます。

計画の体系

基本目標	課題	施策
意識づくり 男女平等を進めるための	①意識啓発と慣習の見直し	1意識啓発の推進 2家庭・地域における慣習・しきたりの見直し
	②人権尊重と男女平等の教育・学習	1家庭・地域における教育・学習機会の充実 2保育園・幼稚園・学校における教育の推進
	③公衆に表示する情報における男女の人権の尊重	1性別固定観念にとらわれない表現と人権尊重の促進
	④国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	1国際社会の動向を踏まえた取組
環境づくり 男女が共に参画できる	①仕事と家庭生活が両立できる環境の整備	1仕事と子育て・介護の両立と家族関係の平等と協力
	②地域組織・行政機関等における女性の参画促進	1地域における方針決定への女性の参画促進
	③雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	1男女の機会均等と母性の尊重
	④農林業・商工業等の自営業における環境の整備	1男女が主体的に経営に参画するための環境整備 2農産物加工や食文化継承の推進
	⑤子育て支援と介護福祉の充実	1子育て支援事業・介護支援事業の充実と支援環境の充実
健康的な生活が	①生涯を通じての性と生殖に関する健康支援	1生涯を通じての健康支援 2性と生殖に関する正しい理解と健康保持の推進
	②男女間のあらゆる暴力の根絶	1あらゆる暴力とセクシャル・ハラスメント防止の取り組み